

《 暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令の場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ② 午前8時までに解除された場合は、道路、橋、川、山崩れ等の安全に注意を払い2時間後をめぐりに登校します。その場合、午前中授業で帰宅とします。
- ③ 午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分までに登校します。
午後の授業を実施します。家で昼食を済ませてから、登校してください。
- ④ 午前11時になっても解除されない場合は、臨時休校とします。

※午前5時現在で発令されている場合は、給食ができません。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させます。
- ② ただし、台風の進路等の気象状況、道路状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。
- ③ 発令される前であっても、気象や通学路等の状況によって、下校させることがあります。

《 大雨警報・洪水警報等発令の場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 原則として、平常授業を行います。
- ② ただし、登校に危険を感じられる場合は、保護者の判断で自宅に待機させ、学校と連絡をとってください。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として、平常授業を行います。
- ② ただし、下校予定時刻にかけて雨量が増してくることが予想されるなど、気象や通学路等の状況によっては 授業を中止し帰宅させることがあります。
- ③ 安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。

《 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ①生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ②松阪市教育委員会の判断により臨時休業を基本としますが、休校期間や状況によってはタブレット端末を使用しオンライン授業を実施する場合があります。
- ③緊急連絡はメール配信をします。
- ④午前 7時までに解除された場合は、平常授業を行います。（給食ができない場合は午前中授業で帰宅とします。）
- ⑤午前8時までに解除された場合は、《暴風警報の場合》の②と同じで、午前中授業で帰宅とします。
- ⑥午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分から授業を行います。家で昼食を済ませてから、登校してください。ただし、状況によっては、授業を実施できないこともあります。

2 始業後に発令された場合

- ①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させることとなりますので、保護者または家族の方の出迎えをお願いします。
- ②帰宅しても保護者や家族の方が不在の場合は、学校で一時預かりの対応としますので、時間の都合がつき次第、出迎えをお願いします。

3 始業後に「突発地震が発生」した場合

- ①突発地震が発生した場合は、学校へ保護者または家族の方の出迎えが必要です。時間の都合がつき次第、学校へお子さまを迎えに来てください。
- ②非常時には、いろいろな場面での混乱が予想されます。生徒一人ひとりの安全を確認するため、保護者や家族の方の出迎えに来られた時に「引き渡しカード」を使用します。

《 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合 》

- ①情報収集し、注意対応をとりながら、平常授業を実施します。
- ②発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる場合もあります。